

令和元年度（2019年度）第1回吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和元年5月20日（月）	開催時刻	午後6時30分～8時00分
場 所	吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室		
出席者	埋橋会長、孫田委員、松浦委員、植田委員、粉川委員、武内委員、茂見委員、小野委員		
欠席者	峯本委員、林委員、渡邊委員、河村委員、高田委員、水木委員		
事務局	<p>【児童部】</p> <p>中野部長</p> <p>子育て支援課：堀課長、山之内課長代理、芦田主査、橋詰係員</p> <p>子育て給付課：高田課長</p> <p>家庭児童相談課：門田課長</p> <p>のびのび子育てプラザ：宮所長</p> <p>保育幼稚園室：北澤室長、安井参事、伊東参事、辻野参事、小林参事、湊崎参事、松永主幹、武田主幹、田中（隆）主幹、金場主幹、遠藤主査、真殿主任</p> <p>こども発達支援センター：岸上センター長</p> <p>【健康医療部】</p> <p>保健センター：山野参事</p> <p>【地域教育部】</p> <p>落次長</p> <p>青少年室：前田室長、高島参事</p> <p>放課後子ども育成課：海部課長代理</p>		
傍聴者	1人		
案 件	<p>1 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う吹田市子ども・子育て支援法施行条例改正案の内容について</p> <p>2 量の見込みの算出について</p> <p>3 その他</p>		
事務局	<p>定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年度第1回吹田市子ども・子育て支援審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>なお、渡邊委員、河村委員、高田委員から事前に欠席する旨のご連絡をいただいております。出席者が半数以上ですので、本日の会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>続きまして、4月に職員の人事異動がございましたので、課長級以上の異動職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>（人事異動職員紹介）</p> <p>以上、本日異動職員についてご紹介いたしました。以後よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速、埋橋会長に進行をお願いしたいと存じます。埋橋会長、よろしく願いいたします。</p>		
会長	<p>本日の審議会開催にあたり、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。</p>		
事務局	<p>本日の傍聴希望者は1名です。傍聴可能人数内ですので、既に入場していただいております。</p>		
会長	<p>では、議事に入る前に本日の資料等について、事務局からお願いします。</p>		
事務局	<p>（傍聴についての注意点、資料の確認）</p>		
会長	<p>それでは、議事に入ります。</p>		

事務局  
会長  
委員

案件1「令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う吹田市子ども・子育て支援法施行条例改正案の内容について」説明をお願いします。

(資料1の説明)

案件1について、ご意見、ご質問はありませんか。

今基準のお話をされました。これは保育士さんが3分の1いるという条件だと思いますが、運営上、今非常に問題になっているのが、九州なんかでも保育の質が低下して無認可保育所の英語教師による虐待事例とか色々なことがあります。そういうことを鑑みると、運営主体に例えば福祉指導監査課が関係しているところについては、この無償化から対象を外すとかそういう罰則と言いますか、除外規定とかそういう形は出ているのでしょうか。

事務局

本則自体が、指導監督基準を満たす施設については全て対象となっております。その範囲内で、今回市町村で定めることとなりますので、利用給付の対象にする基準は設けられるのですが、例えば利用給付の対象にはするものの何かペナルティを付加するというのは、今回の法律上はできないこととなります。利用給付の対象とするかどうかの基準として、本市では既存施設についても保育士を3分の1以上置いている施設をあてはめていきますので、少なくとも福祉指導で立ち入り検査等を行い、その基準がクリアできていないということになれば、もちろん経過措置期間中でも利用給付の対象からは外すことにはなります。そういう意味では、この基準を定めていけば、ここに該当しない施設は利用者のほうが無償化の恩恵を受けられないということでは施設のほうもハードルになっていくと思います。

委員

現状では無認可施設に入っている子どもさんは、市の公的補助がない限り待機児童からは減らしていないと思いますが、このような形で給付された場合には個人給付ですが公的給付と考えた場合、待機児童から減っていくのかどうか。これはまだ厚生労働省からも出ていないので難しいかもしれませんが、そのあたりも情報として入れておいてほしいと思います。

事務局

おっしゃるとおり、まだ待機児童の除外候補としてこの利用給付する施設について待機児童から除外していくのかどうか、正式な見解は出ていません。ただ、利用給付の対象としていくことにはなっていきますので、そこと事業計画等との関係は本市でも考えていく必要があると考えています。またわかりましたらお伝えします。

会長

他にございますか。

委員

このアの「9月までに届出があった施設」は、どの程度の数があると思われますか。

事務局

認可外保育施設に関しては、現状市内で居宅訪問型も含めて50弱ほどございます。そのうち事業所内保育ということで、今まで病院等で院内保育をされていた事業については認可外保育施設の届出としても対象外でしたが、そちらが今回届出対象に入ってきます。そこも含めた施設数として、50弱になります。今後新規施設は、主に企業主導型保育事業とベビーシッター等がここ数年で言うと届出があるような状況と聞いておりますので、10月以降の数は読めないところがありますが、そのあたりは新たに届出がある可能性はあると思っております。

委員

9月までと10月以降がありますが、届出があった施設に関して、例えば9月までだと3分の1以上という基準が満たされているのかどうかについては、何らかの形で確認されるのですか。

事務局

今回施設の基準において給付基準が定められています。そこについては、給付前に確認という行為を市町村が権限を持つとするという制度の枠組みになっています。給付をする前の確認の中で、具体的には書類等を求めて基準をクリアしているかどうかを確認してまいります。

委員	先ほどお話があった企業主導型保育所というのは従来制度とは違うのですが、そこについては同じような。
事務局	企業主導型保育については認可外的一种ですが、給付のやり方が少し異なります。ダイレクトに市町村から給付を出すという内容ではありません。4ページをご覧ください。「企業主導型保育事業」については、給付も「企業主導型保育運営助成金」で調整します。こちらは、国から委託を受けた児童育成協会が助成金の事業を行っております。そちらのほうで調整しますので、企業主導型保育に通われているお子さんの無償化については、直接は市でタッチしないという形にはなります。ただ今回の市の基準との関係でいくと、企業主導型保育事業については保育従事者の資格の基準、これは運営助成の基準ですが、これが今の認可外保育施設の基準より厳しい2分の1以上が有資格者であるとなっております。企業主導型保育事業については、今後も新規施設として出てくる可能性があります、3分の1を下るものが出てくることはないと思っております。
委員	ただ市が直接関わっているわけではないという意味では、同じなのですね。
事務局	あくまで認可外保育施設の1類型というのは、今回の無償化後も制度は変わりませんので、利用調整のあたりの関わり方等も今までどおり市が直接タッチするというものではありません。
委員	それでいくと逆に言えば、企業主導型保育施設も確認を必ずしないといけないことになるのでしょうか。
事務局	企業主導型保育事業については、詳細確認しないといけません、先ほど申し上げたとおり今回の無償化についても運営助成金の中で調整を行いますので、市町村が給付をする「子育てのための施設等利用給付」を給付しないため、確認の権限は市町村では持たないです。ただ、認可外保育施設の1種ではありますので、福祉指導監査のほうで認可外保育施設としての指導監督はすることになります。そちらのほうで基準の指導はしてまいります。
会長	他にございませんか。ご意見がないようであれば、次に進みます。
事務局	案件2「量の見込みの算出について」説明をお願いします。
会長	(資料2の説明)
委員	ご意見、ご質問はありませんか。
事務局	これはやはり、人口も増えているということですか。
事務局	人口についてはこの間増えていたのですが、元年である一定少し落ち着いたようです。ここからも同様にこれだけ開発が始まりますと、人口もまだ増えていくと考えております。
委員	今説明を受けたように1歳ずつ上がって行ってプラス開発分とのことでしたが、令和7年のニュータウン地域はすごい開発になっています。
事務局	開発の計画を拾っているのですが、建替えがほとんどの地域で進んでいます。ただ建替えするのではなく、集約化をします。元々建っていた戸数だけを建てるのではなく、戸数を増やして建てます。土地も集約化して余ったところに活用地ということで分譲マンションを建てますので、数的には相当増えます。この28年くらいまででどっと子どもの数が増えましたが、それが終わったわけではなく、今現在、藤白や高野や佐竹台がそういう集約化でやっていく計画が上がっています。ニュータウンの対応は、相当考えないといけないと考えています。
委員	逆に言えば、他の地域は全部減少しています。ニュータウンや万博・阪大地域がすごく増えているということは、既存の分で既に小規模等をいっぱいつくると計画していたのが、基本的にはその他の地域では縮小していかないとはいけないような絵図になっていると思っております。
事務局	確かに地域的な配置という意味では、少なくとも必要な地域は一定絞って

つくっていく必要はあると思いますが、反対に地域的にはつくることをストップする。ただ、なかなか今やっているところを閉鎖に持っていくのは難しいのですが。

委員 これからの計画の中でこういう推移が出ていることも含めて、計画の地域別をもう一度考えていく必要があると思います。

事務局 今回特に地域別6ブロックの推計を改めて見ると、おっしゃるように地域ごとにこれだけ差がある。以前の事業計画については3地域でやっていましたが、もっと細かい地域を見る必要があると思っております。今回の事業計画の確保方策については、もっと詳細な地域で見えていく必要があると思っております。

会長 よろしいでしょうか。ご意見がないようであれば、次に進みます。

案件3「その他」について、事務局からお願いします。

事務局 (資料3-1、資料3-2の説明)

会長 ご意見、ご質問はありませんか。

委員 資料3-1の育休の延長というのは、実際に育休を延長されているから施設には入れていないということですよ。その数が去年よりもものすごく多いので、結局入れていないところで育休を延長していると思います。育休の何歳まで子どもがという中で、4歳にもいると考えると兄弟かもしれませんが、集団生活を考えるとこのあたりは放っておけないと思います。保育園や幼稚園に入ることをもっと考えないといけないようなことも含まれると思います。数値的にはそうなのかもしれないけど、中味を見ていると136の延長は多いと思います。あと、辞退というのも結局入れていないということだと思われ、8番の求職活動休止も入れていないと考えると、その数字は昨年度よりもどれも多い。延長だけすごく多い。そのあたりを考えると、受け皿としてはまだまだ足りないと思いますが、どんな認識でおられるのですか。

事務局 育休の延長について、特に多い1歳児に関しては国の制度上2歳まで育児休業が延長できることもあり、不可希望も合わせてあえて育児休業を延長される方も数としては多いと、窓口の担当としては理解しています。ただ実際、この待機児童数を元に今の計画等を検討しているわけではなく、実数値をきちんと分析しております。確かに厚生労働省の定義にあてはめれば待機児童数は減少していますが、実際申し込んで認可施設に入られていない方は一定おられますので、そのあたりは今後の計画等に数字をきちんと反映させて計画が進められるように考えています。

委員 職場によって違うのかもしれませんが、最初の1年間は給与の何%かは出してもらえなくても、2年目以降は0になると、入りたいところに入れない状況の中で収入がなくなっていく。生涯賃金を考えた時に受け皿があればその家庭の生涯賃金も上がる。ということは子どもにも返っていくところなので、よろしくお願いします。

会長 それでは、事務局から他にありますか。

事務局 (資料4について説明)

会長 担当課から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

委員 前回か前々回かにも話があったかと思いますが、指導員不足がすごく問題になっている中で、指導員が足りないところを認識するためにも表に入れていただけたらと思っております。実際我が子のところでも、去年指導員の欠員が1のまま1年間が終わり、今年度はさらに2になっています。指導員が必要なところに2人もいないということは、今いる先生方にとってもすごく負担が大きいだらうと思うし、安心・安全を確保するためには保育内容もこじんまりしたものになると思うし、その問題をできればこの審議会の委員にも

共有できればと思っています。2月～3月あたりの市報で46人の指導員を募集しているという案内がありました。学級数から考えてもすごい数で、全指導員の3分の1くらいの数なので、かなり危機的な状態だと思っています。ずっと審議員でいる中でも課題のまま残っているところなので、もっともって考えていかないといけない。児童数の推移のグラフが出ていましたが、これから先もまだまだ人口の話があるということは、本当にしんどい。個別なことになるかもしれませんが、うちの学級で今年1年生がすごくたくさん入ってきましたが、ひとり親家庭が多かったです。そういうことを考えると、今後もこういう環境は増えてくると思います。今までだと保育の段階は夫婦二人いたので保育ではなく幼稚園に行かせようというところが、ひとり親になってくると預かってもらわないといけなくなるので、他のデータとまた違うデータが必要になってくると思います。そういう推移も学童の場合もグラフ化されると、よりわかりやすいと思います。一覧表を見ると100人以上のところが増えてきていて、3,000～4,000人に迫っているというところ、受け皿が学校にしかないという状況です。保育の場合は小規模保育が地域性ももちながら預かる場所がしやすいのですが、学童保育は学校内となるのでそこしか選べない。個人的に思っているのは、民間の力を借りるという形で民間委託が進んでいますが、アフタースクールみたいなバスで校門まで迎えに来て連れて行くというところの誘致は考えられていないのか。実際、子どもの中には何曜日と何曜日はアフタースクールみたいなところに行くと言って抜けている子がいます。そういうところに毎週行けるような環境があるとか、親のニーズもそういうところにあたりもします。100%の親が学校内ということ望んでいないかもしれないので、そのニーズも把握しながら小規模保育のような感じで認可外だけある程度の税金を投入できるような仕組みも考えていかないと、先ほどの就学前の数字を見るとやばいだろうと感じます。毎回同じような時期にずっと言っているような気がします。皆さんのお知恵を拝借しながらしないといけないと思います。

会長

他にご意見はありますか。

委員

委員から委員提出資料があります。小野委員、ご説明をお願いします。

急遽資料を作成し、事前に会長に確認・相談ができず、申し訳ありませんでした。私は一般公募で参加している審議委員で、今日は2年任期の最後の審議会になります。この間2年間参加してきた中で、自分の子どもが今実際に学童保育に通っていることもあり、色々と意見させていただいてきた中で、振り返ってみて実際どうだったのか感じたことを書かせていただいています。私は今日で最後になりますので、口頭だけではなく書面で残させていただいたのは、これからこういう場で話し合いをされていく審議委員の皆さまと市の方にも問題を共有していただいて、学童保育事業の問題について皆さんで解決していただきたいと思いました。

中味を見ていただくと、先ほどの植田委員からのお話しと内容は被るのですが、現状指導員の先生が欠員状況というのは、私が審議委員になった2年前と比べても子どもが増えたことに伴い保育する数も増えたこともあり、悪化しているのが現状だと思います。学童保育の現場は保育園とは違い、子どもが100人いるところが増えてきている中でも、責任者が配置されていないと思います。保育園には園長先生や主任保育士もいらっしゃると思いますが、学童保育にはそういう管理者がいない中で欠員が何十人も出ているということは、1つの育成室での指導員の負担はかなり大きなものになっていると思います。実際私の子どもが行っているところでも、先生が2人不足していてもう1人今月辞めるとか辞めないとかいう話を聞いている中で、このまま1日保育の夏休みの時期を迎えると、今働いている先生が倒れてしまった時に保

育ができなくなるのではないかと。そうなった時に、いきなり明日から45人待機になりますとなるのではないかと、いつも不安に思いながら子どもを通わせている状況です。そういうことを考えると、本当に今危機的状況だと感じています。民間委託も進められている中で、昨年度山五育成室で色々あって3年の中の1年で委託契約が解除されたことを考えると、この点について保護者として不安を感じる場所もあります。聞いている話では、他市で民間委託しているところでも指導員の欠員が発生していると聞くと、民間の活力だけに頼るのも危ないという現状も聞いています。すぐに辞める先生も増えています。辞めるのはそれぞれの事情もあると思いますが、新規に採用されている先生の数が少ないと聞いています。根本的なことを考えると、求職者から見ても仕事に対して魅力を感じていない。仕事の内容と賃金の間に大きな乖離があるのではないかと感じざるを得ない。来年から会計年度任用職員制度が導入されるということで今色々見直しをされているという話も聞きますが、そういう中で指導員の雇用条件をある程度考え直すという話が全く聞こえてこない。同じ吹田市で働く皆さんからしてみればお仲間なわけで、指導員がどうすれば応募してくれるのか、どうすれば働き続ける環境が整えられるのかというところが、あまりにも聞こえてこないと感じています。指導員は放課後だけの仕事だからと聞いたこともありますが、現場に責任者のような立場の主任指導員を配置することにより、その方を正規職員のような形で雇用となれば応募者も増えるかもしれません。どれだけ検証されているのかわかりませんが、実際に試してみてもダメならお金の問題じゃないということがはっきりすると思いますが、現状そこではないかと思えます。知り合いで学童の指導員になりたいという学生がいましたが、吹田市ではなく最終的によそに行ってしまいました。理由を聞くと、大学から就職するにあたって1年契約の非常勤職員では怖いということで、正社員で雇用してもらえるところに決めたとのことでした。そういうところを現実問題として直視していく必要があると思います。勤務時間の問題だけで言うのであれば、同じ市の中で別の子どもに関するところで午前中勤務してもらってから、午後から指導員の先生として働いていただくとか。これは民間委託の保育園でされているところなら、午前中保育園で保育士をしてという話も聞くとお思いますので、そういうことを実際に取り入れられてはどうかともお思います。現状、育成課の方も色々されていると思いますが、現場の先生が不足している状況を何とかしようというところで精一杯だと思えます。一昨年前に保育園の待機児童対策のプロジェクトチームを全市で取り組んでこられて、ある程度実績を上げてこられた。学童保育についてもその中に取り入れて、今後問題に対して検討していくと議会で副市長が答弁されていましたが、その話がどうなったのかは聞こえてこない。これは育成課だけの問題ではなく、吹田市の学童保育事業として、特にここに参加されている方は子ども・子育てに関する部署の関係者が多いと思えますので、ここは全市をあげて取り組んでいただきたいと思っています。

ここに書かせていただいたところでいきますと、今採用を予定している指導員が確保できていないということは、人件費は余っていると思います。暫定的にその費用を利用して、例えばバス運転手、できれば保育資格を持っている運転手を雇い、待機児童が発生しているところに子どもを迎えに行き、近隣の受け入れに余裕がある育成室へ送迎を行ってはどうか。例えば、先ほどの資料2でも令和7年に山田・千里丘地域だと令和元年から約1,000人減るが、千里ニュータウン地域は逆に1,000人ぐらい増えている。この短期間の中で1,000人増えたからと言って施設を増やしていくことも難しいと思えますし、そのあたりの人数を調整していくにあたり、固定されたところだけじゃ

なく市として送迎等の手段を使って空いているところに子どもを送っていくという方法も考えたほうが良いのではないかと思います。雇用条件についてもすぐに変更は難しいかもしれませんが、それでも今不足しているのを当面何とかしていかないといけない。だからと言って誰でも雇い入れられると、学校の安全上好ましくもないと思います。例えば庁内で働いている職員の方で保育関連資格を所有している、もしくは相当年数育児経験があり安心して任せられるような方を暫定的に現場に派遣する、あとはPTAの協議会や各校のPTAに相談して、その学校の保護者で専業主婦や日中時間が比較的取れる方に単発の臨時職員扱いで雇用することにより、学童保育に関わってもらおう等、検討することはできないのかと感じます。民間の活力を生かすと言っても、民間委託になっても実際は直営が民間に入れ替わるだけで、我々としては行き先が変わるわけではありません。民間業者としても、吹田市の事業の範疇で業務を行うということは、自分のところのカラーが生かしきれないのではないかと思います。直営を民間委託するだけではなく、直営はそのままにしておいて、周辺に民間学童を誘致して利用者への補助をするのか、もしくは事業者への補助をするのかは検討の必要がありますが、利用者に選択肢を設けることで利用者の多様なニーズに応えられるような施策にもなっていくのではないかと。この2年間参加させていただいて、今日この意見書に基づいて具体的にすぐ回答を求めることは考えていません。これだけ子どもの数が多くなっている中で指導員の数が不足していることを考えると、早めに何とかしていかないといけないことは事実としてあると思います。今後私が申し上げたような内容について、育成課だけでなく全市をあげて、皆さんに周りからもフォローしていただいて、一刻も早く指導員の欠員状況が解消され、今後ますます良い行政サービスが行えるように、最後に意見させていただきました。よろしくをお願いします。

会長           ありがとうございます。小野委員から説明がありました。事務局から何かありますか。

事務局           貴重なご意見、ご提案ありがとうございました。留守家庭育成室事業は議会でも様々な指摘がされています。先週、PTA協議会にご相談させていただきました。あらゆる方策を検討していかなければならない状況は全く変わりございませんので、参考にさせていただきます。

委員           審議会にこうして出させてもらっていて、毎回毎回学童の問題があります。こうして書面で作っていることが無駄にならないようにしてほしいと思います。5年間の計画をこれから立てていく時に、例えば学童の問題に特化して作業部会を作るとか、住宅問題とかも関係してくるので、本当に全市をあげて縦割りではなく横の繋がりで部会を立ち上げないと、もし事故等があれば悔やんでも悔やみきれない状況だと思えます。

委員           保護者で集まる時にも若い保護者にも色々言っているのですが、まず子育ては我が子が幸せになれば良いなというところからスタートすると思います。集団を意識する時には、我が子が大切だと思っている友達が暗い顔していたら、我が子も幸せではない。だからその子も幸せになるようなことをしていかないと、我が子が幸せにはならない。我が子だけじゃなく、その隣、その隣が幸せになることが、結局我が子の幸せになるというところで、親も繋がってこうという声かけを保育園の頃からしています。保護者は、我が子を中心に全体のことを考えてやっています。この審議会はいつも担当課の方が回答されていますが、担当課の枠を超えても声があがると嬉しいと思います。茂見委員が今学童に関する話題をふってくれることはすごく嬉しいし、同じように立場を超えた課や担当者が感想でも何でも述べてもらえれば、嬉しいと思います。

会長	無償化で保育を受ける子も増え、その子が何年かすれば小学校に行き、ということがもう目に見えているので、そういうことを見据えて市は建設的に取り組んでいただきたいと思います。
委員	母子家庭も増えているという話も先ほどありました。子どもが大きくなって大人になっていく成長はすごく大事なことなので、本当に真剣に取り組んでほしいと思います。
会長	他に事務局から何かありますか。
事務局	最後に、次回の第2回子ども・子育て支援審議会の開催については、6月24日を予定しております。後日ご連絡をさせていただきます。
会長	では、皆さんよろしいですか。本日の審議会はこれで終了します。皆さんお疲れさまでした。